

董仙会修学資金貸与について

社会医療法人財団董仙会

2025 年 4 月

董仙会修学資金貸与について

1. 貸与対象者

下記職種の資格取得を目的として、大学・短期大学・専門学校等に在籍する方で、卒業後に董仙会に就職する方を対象とします。

～対象となる職種～

看護師、助産師、薬剤師、救急救命士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、視能訓練士、管理栄養士、社会福祉士、公認心理師

2. 貸与額

1) 月額 40,000円

2) 修学資金は無利息で、毎月1ヵ月分を貸与します。

3. 申請方法

修学資金の貸与を希望する方は、職種ごとの「修学資金貸与申請書」(様式1)を、社会医療法人財団董仙会本部総務部総務課まで提出して下さい。

4. 貸与の決定

面接を行ない、決定をします。決定は、文書で本人に通知します。

5. 貸与の契約

貸与が決定したら、貸与を受ける方と董仙会とで契約を交わしてもらいます。その後、貸与が開始されます。

董仙会修学資金貸与規程

第1条（総則）

本規程は、董仙会修学資金貸与の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本規程は、契約書を以って有効とする。

第2条（貸与）

董仙会は、大学・短期大学・専門学校等に在学し、資格を取得するために当修学資金貸与制度を利用しようとする学生（以下「学生」という。）に対し、修学資金として毎月40,000円を貸与するものとする。但し、修業年限を限度とする。

第3条（貸与の申請）

修学資金の貸与を希望する者は、「修学資金貸与申請書」（様式1）、調査書（進学用）を、社会医療法人財団董仙会本部総務部総務課まで提出しなければならない。

第4条（貸与契約の締結）

貸与の決定を受けた者は、董仙会と「修学資金貸与に関する契約書」を締結するものとする。

第5条（交付）

修学資金は、毎月交付するものとする。

2 董仙会は、学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの月分の修学資金を交付しないものとする。

第6条（義務）

学生は、学期末毎に成績証明書を董仙会に提出する義務がある。

第7条（届出）

学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を董仙会に届け出なければならない。但し、第4号に掲げる場合にあっては、その家族又は保証人が届け出るものとする。

- （1）氏名又は住所に変更があったとき。
- （2）保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

- (3) 休学、復学、転学、退学したとき。
- (4) 死亡したとき。

第8条 (貸与の取消し)

董仙会は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する修学資金の貸与を取消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 修学資金の貸与の辞退を申し出たとき。
- (3) 学業成績の不良その他の理由により、卒業の見込みがないと認められたとき。
- (4) 法令違反など修学資金をうける者として不適切な行為を行ったとき。
- (5) 死亡したとき。

第9条 (返還債務の免除)

次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還は免除される。

- (1) 卒業後、国家試験に合格し、董仙会で貸与を受けた期間と同一期間以上、取得した国家資格に対応する業務に精励したとき。

職種	月額	期間 (最長)	総額 (最大)	精励期間
助産師	40,000 円	2 年	960,000 円	2 年
看護師	40,000 円	4 年	1,920,000 円	4 年
言語聴覚士				
理学療法士				
作業療法士				
臨床検査技師				
臨床工学技士				
診療放射線技師				
視能訓練士				
管理栄養士				
社会福祉士				
救急救命士				
薬剤師	40,000 円	6 年	2,880,000 円	6 年
公認心理師				

- (2) 業務に精励中、死亡又は業務に起因する心身の故障のため、業務が継続できなくなったとき。

第10条 (返還)

学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の全額を董仙会に直ちに一括して返還しなければならない。但し、無利息とする。

(1) 第8条により貸与の取消しとなったとき。

(2) 卒業後、国家試験に不合格となったとき。但し、学生と董仙会が協議のうえ、その扱いを決定する。

2 卒業後、本人の都合により、董仙会での勤務不能が生じた場合は、貸与を受けた期間から就業した期間を差し引いた月数分の貸与金を返還しなければならない。

第11条 (返還の猶予)

次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の猶予が認められる場合がある。

(1) 貸与の取消し後、引き続き当該大学・短期大学・専門学校等に在学している期間。

(2) 災害、疾病、その他やむを得ない事由があるとき。

附 則

この規定は、平成13年4月1日より施行する。

平成17年4月1日改定

平成19年4月1日改定

平成20年3月1日改定

平成20年11月1日改定

平成24年8月1日改定

令和7年4月1日改定